

## 災害時における電気自動車等の貸与に関する協定

安中市（以下「甲」という。）とトヨタカローラ高崎株式会社（以下「乙」という。）は、安中市内において災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、外部給電可能な車両（以下「電気自動車等」という。）の貸与に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の積極的な協力を得て、円滑に災害対応を実施するための電力確保について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に次に掲げる事項について、乙に要請することができる。

- （1）燃料電池自動車の貸与
- （2）プラグイン・ハイブリッド自動車の貸与
- （3）ハイブリッド自動車の貸与
- （4）その他乙が協力できる事項

2 前項の要請は、書面（様式第1号）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、協力するものとする。

2 乙は、災害時に停電が発生したときは、販売店店舗において、近隣住民等へ携帯電話の充電等の給電協力を努めるものとする。

3 前項の販売店店舗は、安中バイパス店とし、周辺の災害状況に応じて国道18号やわた店も対応にあたるものとする。

### （電気自動車等の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定により電気自動車等を貸与するときは、甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙が車両運搬不可能な場合は、甲乙協議の上、引渡しの方法を決定するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、電気自動車等を貸与したときは、甲に対し速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

### （貸与期間）

第6条 乙が貸与する電気自動車等の期間は、原則として災害時の3日間とする。ただし、期間の変更の必要がある場合は、甲乙協議の上、期間を決定するものとする。

### （返却）

第7条 乙が貸与した電気自動車等の返却場所や日時等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （費用負担）

第8条 甲は、電気自動車等の貸与に係る費用について、負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合は、この限りではない。

- 2 前項の費用については、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(補償)

第9条 電気自動車等の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第10条 乙は、電気自動車等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の保険の適用を受ける際に必要な費用について、負担するものとする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与のあった電気自動車等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙が提示する使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として安中市内で使用する。

(3) 電気自動車等の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告し、甲乙協議の上、対応するものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、書面(様式第3号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

(平時の取り組み)

第13条 乙は、この協定による協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項の訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

- 3 甲及び乙は、災害時における電気自動車等の有効性について、平時から普及・広報活動に協力して取り組むものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の2ヶ月前までに、甲乙のいずれからも書面による協定解消の申出がない限り、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 4月 7日

甲 安中市安中一丁目23番13号  
安中市  
市長

乙 高崎市昭和町41番地  
トヨタカローラ高崎株式会社  
代表取締役社長

## 電気自動車等の協力要請書

トヨタカローラ高崎株式会社 御中

安中市  
代表者名

「災害時における電気自動車等の貸与に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

### 記

#### 1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

#### 2 要請内容

##### (1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・所在地)	外部給電予定場所 (施設名・所在地)	提供期間	台数 (台)	使用担当者 (役職・氏名)
1			自: 月 日 至: 月 日		
2			自: 月 日 至: 月 日		
3			自: 月 日 至: 月 日		
4			自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

##### (2) その他特記事項

--

#### 3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
役職・氏名	
連絡先	

## 電気自動車等の協力受書

安中市 御中

トヨタカローラ高崎株式会社  
代表者名

「災害時における電気自動車等の貸与に関する協定書」第2条に基づき、車両を提供しましたので、第5条の定めにより、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 電気自動車等の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・所在地)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
2	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
3	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
4	月 日		自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

## 2 報告に係る連絡先担当者

会社名	
役職・氏名	
連絡先	

